

景観計画策定・改定の手引き

～ 無電柱化編 ～

<目次>

1. はじめに	1
2. 景観保全の観点からみた無電柱化の現状	4
3. 景観法に基づく制度による無電柱化の推進	5
(1) 景観法による制限の概要	
(2) 景観形成基準の工夫	
(3) 景観重要公共施設の工夫	
4. 無電柱化に向けた景観計画の検討のポイント	9
(1) エリア別の景観誘導の方向性	
(2) エリア別の景観法による制限の設定基準	
5. 景観計画の活用事例	12

令和8年9月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

1. はじめに

- ・主に地方公共団体（都道府県・市区町村）の景観行政担当者を対象としています。特に、以下のような課題意識を持ち、実効性のある規制・誘導策を求めている自治体での活用を想定し、5章の構成としています。

●電柱・電線類による景観阻害への対応を迫られている自治体

- ・歴史的な町並み、主要な観光地、あるいは地域の重要な視点場（ビュースポット）において、電柱・電線類による景観阻害や不調和が顕在化しており、景観改善の手法を模索している自治体。

●無電柱化の加速化に向け、現行ルール強化を検討している自治体

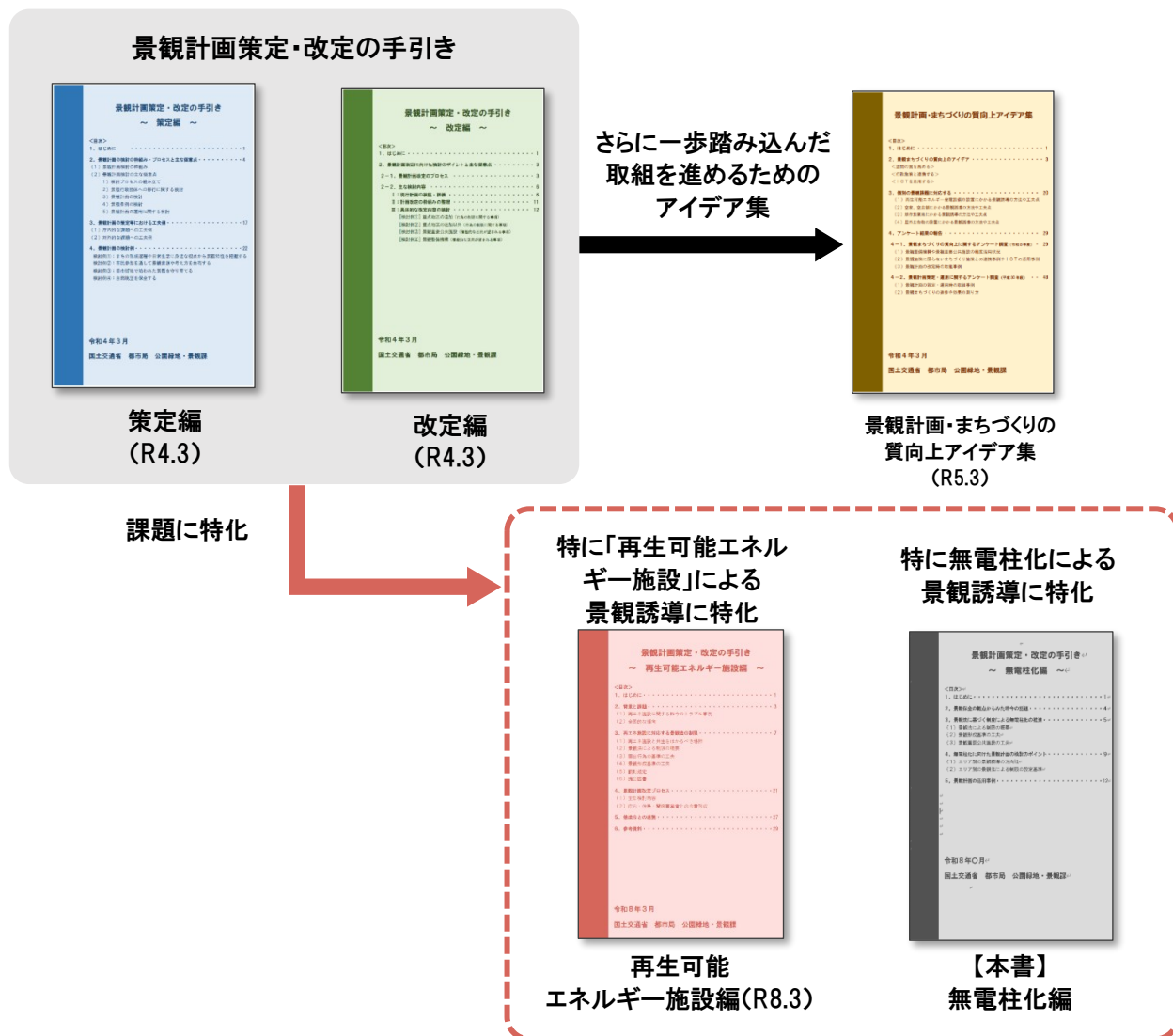
- ・既に道路事業や無電柱化事業の予定（計画・予算）がある道路・地区において、この事業化を絶好の契機として、景観計画の策定・改定により景観の向上をより効率的・効果的に加速化させたい自治体。
- ・予算や物理的制約から一律の地中化（電線共同溝等の整備等）が困難なエリアにおいて、景観法を活用した代替的手法による誘導ルールを新たに構築・改定したい自治体。

■本手引きの構成

大項目	概要
1. はじめに	本手引きの背景や構成、位置づけについて整理します。
2. 景観保全の観点からみた無電柱化の現状	無電柱化を取り巻く状況や電柱・電線による景観上の課題など背景と課題を整理します。
3. 景観法に基づく制度による無電柱化の推進	本手引きのメインとなる章です。景観法の枠組み（景観形成基準、景観重要公共施設等）を最大限に活用し、電柱等を実効的にコントロールするための具体的な手法と景観計画に記載する際のポイントを示します。
4. 無電柱化に向けた景観計画の検討のポイント	エリアの特性や無電柱化の事業進捗状況に応じた景観誘導の方向性や、それぞれに有効な制限の組み合わせなど、市町村が実効性のあるルールを検討・設定する際の検討のポイントを示します。
5. 景観計画の活用事例	自治体における、景観法等の制度を活用した無電柱化・景観誘導の事例集を掲載します。

- ・ 景観計画の基本的な枠組みや策定・改定のプロセスについては、既存の『景観計画策定・改定の手引き（策定編・改定編）』で示されています。本手引きは、特に「無電柱化による景観誘導」に特化した内容として位置づけられ、無電柱化の推進に向けた景観計画の利活用において、地方公共団体の景観行政担当者が現在抱えている課題を踏まえ、その解決に資する具体的な手法やノウハウを解説したものです。
- ・ 併せて、景観計画の基本的な枠組みや策定・改定のプロセスについては、「景観計画策定・改定の手引き（策定編・改定編）」等もあわせてご確認ください。

■本手引きの位置づけ



■本手引き作成の背景

- ・無電柱化は、災害時の道路閉塞の防止、通学路や歩道の安全確保、良好な景観形成や観光振興に資する取組であり、我が国では、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）などに基づき、全国で計画的に無電柱化が進められています。
- ・また、景観形成の観点からも、地域の魅力を高める景観まちづくりの重要な手法として、無電柱化の積極的な推進が求められており、令和 8 年 6 月に策定された「第 3 次無電柱化推進計画」（令和 8～12 年度）においては、景観・観光・無電柱化に関する計画の一体化等を通じて地域の特性を活かした良好な景観形成や観光施策に必要な地区の無電柱化を推進すること、地域の景観と調和した無電柱化の工夫を通じて良好な景観の創出を図っていくことが位置づけられました。併せて、令和 8 年 3 月の景観法運用指針の改正では、無電柱化に向けて積極的に景観法の活用を図るべきであるという国としての方針が示されました。
- ・景観計画を活用することで、地域の特性に応じた景観誘導が可能です。景観計画に無電柱化をはじめとした電柱の景観誘導を位置づけ、積極的に運用している自治体はまだ限られているのが現状です。
- ・景観形成の観点からの無電柱化の取組が進んでいない現状を解決し、良好な景観形成に向けた無電柱化を加速させるため、「景観法で具体的に何ができるのか」「どのような基準を設ければよいのか」という景観法を活用した具体的な手法・基準の設定方法をマニュアル化しました。

2. 景観保全の観点からみた無電柱化の現状

＜無電柱化の現状＞

- ・林立する電柱や空中に張り巡らされた電線は、良好な景観を阻害する大きな要因の一つです。地域を象徴する自然景観やランドマークへの眺望の阻害や、観光地・歴史的な街並みにおいて近代的な人工物である電柱・電線がもたらす不調和、そして頭上をクモの巣状に覆う電線による開放感の喪失などが、地域の景観価値を低下させる課題となっています。
- ・電柱や電線が景観上の課題となっている地域においては、景観計画を活用することで、電線共同溝等による地中化を図る手法のほか、予算や物理的制約から地中化が難しいエリアにおいても、「迂回配線」「屋側配線」をはじめとした代替手法や、「電柱や地上機器の色彩」の指定を組み合わせるなど、地域の特性に応じた景観誘導が可能であり、これにより、自治体主導で良好な景観形成を図ることができます。
- ・一方、全国には依然として、道路と民地をあわせて約 3,600 万本の電柱が建っており、減少するどころか増加しているのが現状です。ヨーロッパやアジアの主要都市では、無電柱化が概成しているのに対して、日本の市街地の幹線道路における無電柱化率は約 1 割強にとどまっており、著しく低い状況にあります。

■景観への悪影響の例

○主要な視点場からの山並み

迫力のある富士山を電柱と電線が邪魔している



○観光地や歴史的な町並みとの不調和

風情ある伝統的建造物群にそぐわない電柱・電線



出典：国土交通省ウェブサイト「無電柱化の推進」フォトギャラリー

【コラム】無電柱化あり方検討会での指摘内容

- ・クモの巣のように張り巡らされた電線により、富士山を始めとする我が国が世界に誇る風光明媚な自然景観、伝統的建造物群等の歴史的街並み、景観法に基づき景観行政団体が指定した景観計画地区内の大切な景観等が阻害されている。また、地域の伝統的な祭りの際に、電柱・電線を避けるために山車の縮小や巡行ルートの変更を余儀なくされるなど、観光振興を図る上でも重要な地域の伝統的祭りの支障にもなっている。

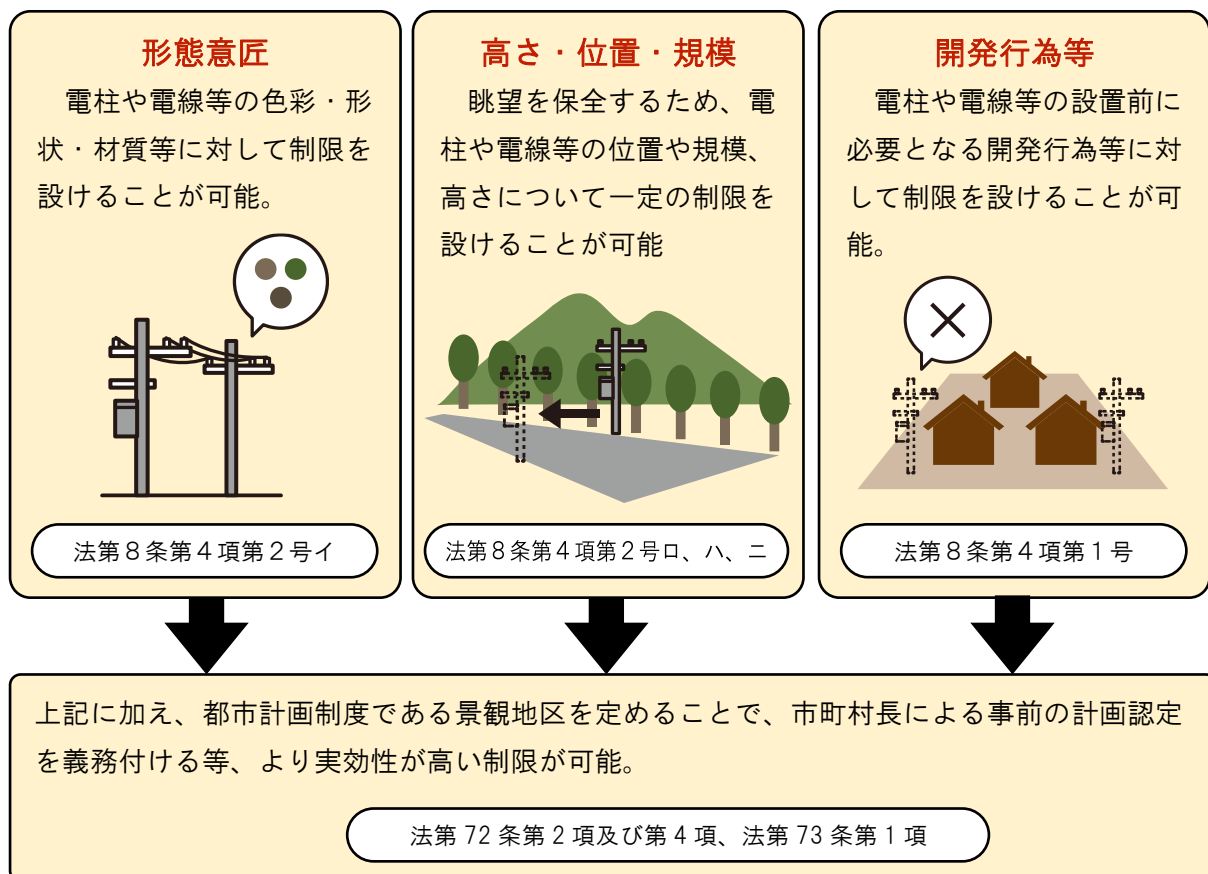
3. 景観法に基づく制度による無電柱化の推進

(1) 景観法による制限

- ・市町村等（景観行政団体）は地域の実情に応じて、景観法に基づく各種制度を活用することで、電柱や電線等に対して場面に応じた制限を設けることが可能となります。

1) 景観形成基準

- ・景観計画の中で電柱の設置行為を「届出対象行為」として指定し、電柱や電線等に対して、以下のような「景観形成基準」を設定することが可能です。また、事業者の計画が「景観形成基準」に適合しない場合、勧告、形態意匠については条例で特定届出対象行為として位置づけることで変更命令等の措置を講じることが可能です。
- ・歴史的町並みや観光地など、特に厳格な景観保全が求められるエリアにおいては、都市計画制度である「景観地区」を定めることで、事前の認定や実効性の高い制限を課することが可能です。



2) 景観重要公共施設

- ・景観計画の中で特定の公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることが可能です。
- ・景観重要公共施設の整備に関する事項は、無電柱化を推進する等を定めることが可能です。
- ・景観重要公共施設の占用等の許可の基準は、電柱や電線等の形態意匠や高さ等について定めることや、地域の景観上の軸となる道路において、原則新たな電柱の設置を認めないこと等を定めることが可能です。

(2) 景観形成基準の工夫

●客観的かつ明確な基準設定

- ・景観計画では、周辺景観との調和といった裁量的・定性的な規定による制限を行うことも可能です。しかし、景観誘導する観点では、定性的な基準はその解釈や運用の考え方に幅を生み、「事業者としては配慮したつもりだが、地域住民や行政にとっては不十分である」というトラブルの原因となります。
- ・トラブルを防ぎ、事業者との協議をスムーズに進めるためには、景観形成基準を客観的かつ明確な制限として設定することが望ましいです。また、定性的な基準とする場合でも、その解釈や運用の考え方を整理し、関係者間で理解・共有しておくことが重要です。

●迂回配線・屋側配線等の具体の手法を明記した基準設定

- ・歩道がない又は歩道幅員が狭いため道路区域内に地上機器設置場所の確保が困難である等の現場の状況等により地中化が難しい場合には、景観形成基準において工作物の形態意匠の制限の一環として、電線類の迂回配線・屋側配線等を明確化することにより、民有地を含め「主要な眺望点や視点場から電柱や電線等を視認させないようにする」ための具体的な対策の実施を事業者へ促すことが可能となります。

●地域の景観上の特性に応じたメリハリのある基準設定

- ・景観計画では、過度な制限とならないよう、無電柱化を優先的に図るべき重要な道路やエリアを明確に指定し、景観の重要度に応じてメリハリを持って基準を設定することが重要です。
- ・例えば、特に重要な観光地や主要な眺望道路沿いにおいては、一定規模以上の開発行為に伴う電柱の新設を原則禁止として無電柱化を求めることや、主要な眺望点や視点場から視認されないよう迂回配線や屋側配線を求めることなど、民有地への配線にも対応した基準を設けることが考えられます。
- ・一方で、それ以外の一般の区域においては、事業者の過度な負担とならないよう、周辺景観と調和する色彩への配慮（指定マンセル値の順守等）など、柔軟な基準を設け、地域の実情に応じた段階的・補完的な制限とすることが望ましいです。

●景観地区の活用による実効性の高い制限

- ・地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興を図る区域を景観地区として指定することで、より実効性をもって無電柱化等を図っていくことができます。
- ・景観地区工作物制限条例によって、「形態意匠の制限」や「高さの最高限度若しくは最低限度」、「壁面後退区域における工作物の設置の制限」を定めることができます。
- ・道路に面する壁面の位置の制限に併せて、景観地区工作物制限条例において、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めることで、無電柱化が完了した道路に隣接する壁面後退区域に対して、電柱・電線の設置を制限することにより、新規電柱の設置に対して市町村長による計画の認定が必要となり、道路と民有地の一体的な無電柱化を図ることが可能となります。

<参考例>

	△ 改善が望ましい例	○ 良い例
形態意匠	【色彩・素材】 ○電柱や電線等は周辺の景観と調和した色彩とし、素材にも配慮する。	【色彩・素材】 ○電柱や変圧器等の付属機器の色彩は、周辺景観に溶け込む低明度・低彩度の色（ダークブラウン 10YR 2/1 等）で統一する。 ○鋼管柱等を使用する場合は、こげ茶色又は亜鉛メッキ色つや消し（リン酸処理）等の仕上げとし、メッキ素地のまま使用しない。 ○地上機器（トランスボックス等）は、彩度を抑え、隣接する建築物や植栽と同系色の目立たない色彩とする。
	【配線方法】 ○電柱や電線等は主要な眺望点や視点場からの見え方に配慮して配線する。	【配線方法】 ○電線類は、景観上重要な道路や主要な眺望点や視点場から視認されないよう、原則として建築物の裏側（裏通り等）に配線ルート（迂回配線）を確保する。 ○電柱から建築物へ直接電線類を引き込む際は、景観上重要な道路や主要な眺望点や視点場から視認されないよう、軒下や外壁の死角となる部分（屋側配線等）を通し、目立たないよう工夫する。
高さ・位置・規模	【位置】 ○電柱や電線等は眺望に配慮した位置・規模とする。	【位置】 ○電柱や電線等は景観上重要な道路や主要な眺望点や視点場から望見できない位置に配置する。 ○民有地を含め、景観上重要な視対象を望見できる範囲において、電柱は配置しない。
	【後退・集約化】 ○電柱や電線等は歩行空間や景観に配慮し、電柱の乱立を避ける。	【後退・集約化】 ○電柱や電線等をやむを得ず景観上重要な道路に設置する場合は、道路・敷地境界線から〇m以上離れた位置に配置する。 ○電柱や電線等の新規設置や更新時は、共架を原則とし、整理統合により支持物の設置本数を削減する。
開発行為等	—	○電線類は電線共同溝方式等による地中化する。

(3) 景観重要公共施設の工夫

●景観重要公共施設への位置づけと無電柱化事業の推進との連携

- ・無電柱化の事業手法は管路直接埋設構造や小型ボックス構造の地中化構造と、迂回配線や屋側配線といった非地中化構造があります。
- ・景観法第48条では、電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例が定められており、景観計画に景観重要公共施設として位置づけることで、景観上の理由から電線を地中化し、電柱を撤去・制限する必要がある場合に電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」（電線共同溝を整備すべき道路）に指定することが可能となります。特に景観上重要な道路は、電線共同溝を整備すべき道路として積極的に指定することが望ましいです。

●景観行政団体以外の道路管理者との事前協議

- ・国道や都道府県道など、景観行政団体ではない道路管理者が管理する道路であっても、あらかじめ当該道路管理者と協議し、その同意を得ることで、景観計画に定める事項（整備に関する事項や占用等の許可基準）が有効となります。これにより、管轄を問わず地域一体となって効果的な無電柱化の推進が可能となります。

1) 整備に関する事項

●道路整備における景観配慮事項の明確化

- ・景観重要公共施設の「整備に関する事項」を景観計画に定めると、当該景観重要公共施設の整備にあたっては、定めた事項に即して行うことが求められます。そのため、公共施設を実際に整備する公共施設管理者との調整を通じ、景観配慮を求めることができます。
- ・「整備に関する事項」は、道路の整備に当たって、景観上配慮すべき事項について定めるものであり、無電柱化を推進するといった事項を定めるほか、無電柱化事業が予定されている道路において、無電柱化事業と連動し、道路沿道の舗装、植栽、照明などの一体的な空間づくりを進めるために、街灯や舗装等についての景観上配慮すべき事項を定めることも効果的です。

景観計画における景観重要公共施設の「整備に関する事項」 記載参考例

- 無電柱化を推進する。
- 街灯や舗装は周囲との連続性や地域の歴史性に配慮したデザイン及び色彩とする。

2) 占用等の許可の基準

●新設電柱の抑制と景観に配慮した占用基準の設定

- ・「占用等の許可の基準」は、景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために必要な占用等の許可の基準を定めるものであり、景観上重要な道路において、原則、新たな電柱の設置を認めないこと等を定めることが考えられます。
- ・また、無電柱化事業が予定されている道路において、無電柱化事業と連動した一体的な空間づくりを進めるため、道路沿道の地上機器等に対して形態意匠等を占用等の許可の基準として定めることも効果的です。

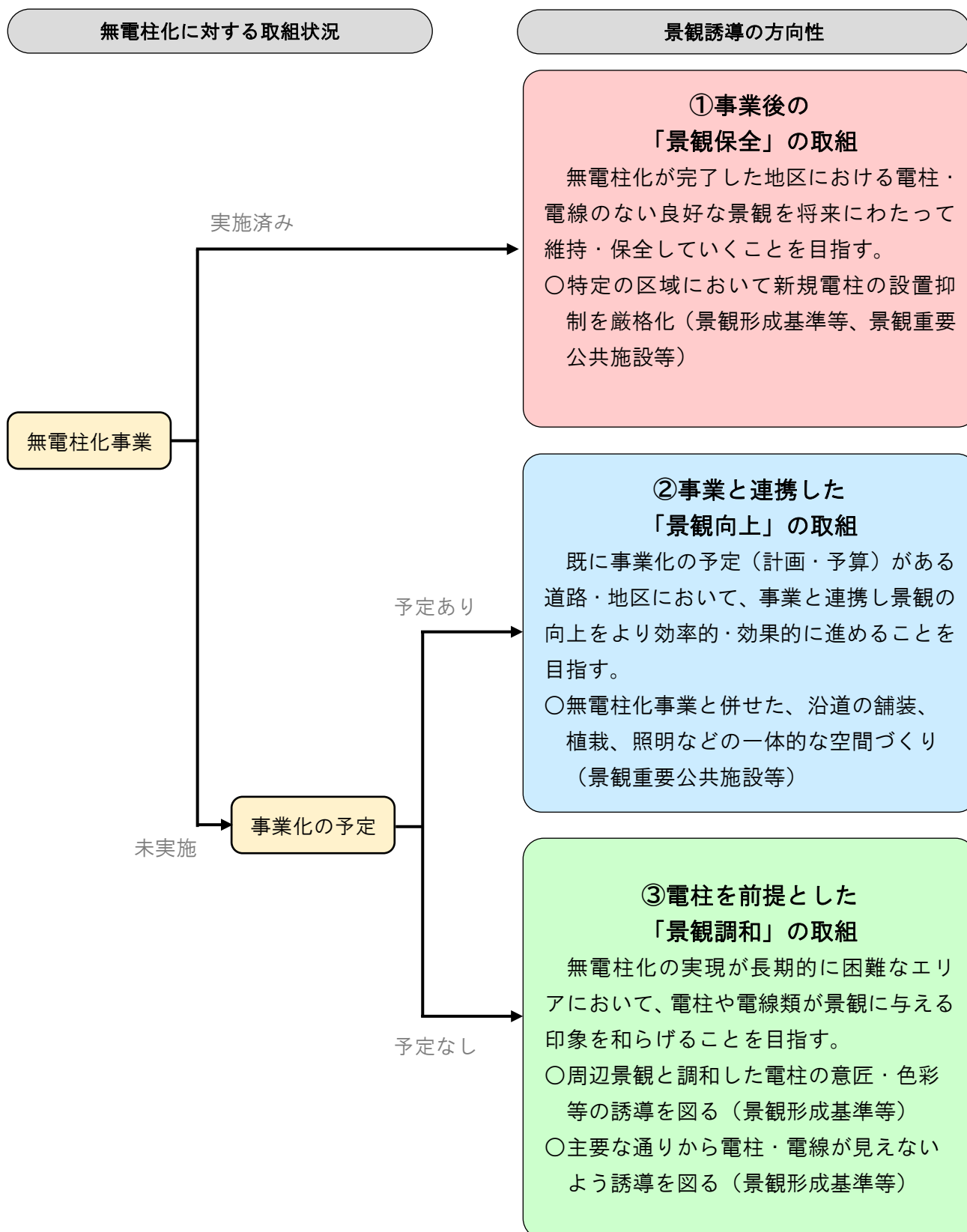
景観計画における景観重要公共施設の「占用等の許可の基準」 記載参考例

- 新たに電柱、架空線を設置しない。
- 変圧器等の付属機器の色彩は、周辺景観に溶け込む低明度・低彩度の色（マンセル値：○R～○Yは彩度○以下等）とする。

4. 無電柱化に向けた景観計画の検討のポイント

(1) エリア別の景観誘導の方向性

- ・無電柱化に対する各自治体の取組状況や、対象地区の目指すレベルに応じた景観誘導の方向性を整理します。一律の規制ではなく、重点地区などを活用し、エリアの特性に応じたメリハリが重要です。



○想定されるエリアのイメージ

①事業後の「景観保全」の取組

すでに無電柱化が完了している、あるいは面的開発と同時に無電柱化が可能なエリア。

○想定されるエリアのイメージ

無電柱化事業が完了したシンボルロード・歴史的街並み：過去の事業等により既に電柱が撤去されており、その良好な景観を厳格に保全すべきエリア。

一体的に開発が行われる新規住宅地・リゾート開発地：大規模な造成等により、あらかじめ電柱や電線類の地中化が比較的に容易なエリア。



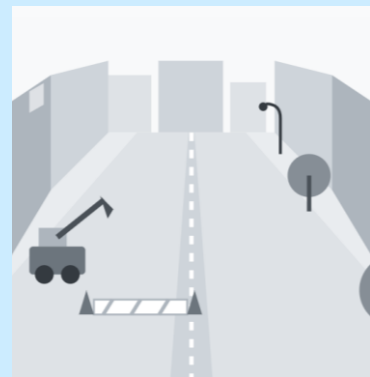
②事業と連携した「景観向上」の取組

近々道路整備や街区の再整備等の事業が予定されているエリア。

○想定されるエリアのイメージ

拡幅等の道路整備事業が予定されている幹線道路：道路改良事業に合わせて無電柱化を図るエリア。

市街地再開発事業が予定されている中心市街地・駅前周辺：街区の再編や建物の建て替えに合わせて、面的に無電柱化を図るエリア。



③電柱を前提とした「景観調和」の取組

道路幅員が狭小である、あるいは予算確保が困難などの理由から、長期的に完全な地中化が難しく、電柱が存在することを前提に、景観誘導を図るエリア。

○想定されるエリアのイメージ

歴史的な資源が点在する既成市街地：風情ある景観を守りたいが、道幅が狭いなど地中機器の設置場所の確保が困難な古い町並みや商店街。

その他エリア：面的な地中化の優先順位は高くないが、建て替え時等に合わせて既存電柱への共架や、周辺に溶け込む色彩への変更を図りたいエリア。



(2) エリア別の景観法による制限の設定基準

・エリア別の景観誘導の方向性と景観法による制限。

	景観形成基準	景観重要公共施設
① 事業後の「景観保全」の取組	○高さ・位置・規模（法第8条第4項第2号ロ、ハ、ニ） 無電柱化が推進されている道路に隣接する区域等において、電柱・電線の設置の制限を設けることが可能。 また、景観地区を設定することで、「高さの最高限度若しくは最低限度」や「壁面後退区域における工作物の設置の制限」等を定めることが可能。 参考事例 出雲市（P23-24）	○占用等の許可の基準（法第8条第2項第4号ハ） 原則新たな電柱の設置を認めないこと等を占用等の許可の基準として定めることが可能。
	○開発行為等（法第8条第4項第1号） 区画形質の変更や一定規模以上の土地の造成において、電柱・電線の設置の制限を設けることが可能。 また、景観地区を設定することで、条例で開発行為等の制限・許可制度を定めることが可能。 参考事例 俱知安町（P13-14）	
② 事業と連携した「景観向上」の取組		○整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ） 対象道路において、無電柱化を推進する等の整備に関する事項を定めることが可能。 参考事例 相模原市（P15-16）
		○占用等の許可の基準（法第8条第2項第4号ハ） 付帯設備等の形態意匠や高さ等を占用等の許可の基準として定めることが可能。 参考事例 相模原市（P15-16） 佐野市（P17-18）
③ 電柱を前提とした「景観調和」の取組	○形態意匠（配線）（法第8条第4項第2号イ） 迂回配線・屋側配線等により配線の工夫を図る旨の制限を設けることが可能。	○占用等の許可の基準（法第8条第2項第4号ハ） 電柱や付帯設備等の形態意匠や高さ等を占用等の許可の基準として定めることが可能。
	○形態意匠（色彩）（法第8条第4項第2号イ） 電柱の色彩・形状・材質等に対して制限を設けることが可能。 参考事例 唐津市（P19-20） 白河市（P21-22）	
	○高さ・位置・規模（法第8条第4項第2号ロ、ハ、ニ） 眺望を保全するため、電柱の位置や規模、高さについて一定の制限を設けることが可能 参考事例 出雲市（P23-24）	

5. 景観計画の活用事例

類型	事例	概要
① 事業後の「景観保全」の取組	1) 北海道 倶知安町 (P13-14)	<活用手法> 景観地区（景観地区条例に基づく開発行為等の制限）、届出対象行為・景観形成基準 <具体的な取組・制限内容の要点> リゾート景観重点地域（景観地区）において、3,000㎡超の開発行為に対して区域内を無電柱とするよう規定し、民間開発に伴う電柱新設を原則禁止としている。 町全域において電柱類（眺望道路沿いは10m超、その他は15m超）を届出対象とし、配置（景観資源への眺望配慮、民地側配置等）、色彩の景観形成基準を設定している。
② 事業と連携した「景観向上」の取組	2) 神奈川県 相模原市 (P15-16)	<活用手法> 景観重要公共施設（整備に関する事項・占用等の許可の基準） <具体的な取組・制限内容の要点> 市のメインストリート（市道市役所前通り）の一部を景観重要公共施設に指定している。 「整備に関する事項」に電線類の地中化を行うことを明記している。 「占用等の許可の基準」において、電柱や地上機器の色彩をダークブラウン（10YR2/1程度）に指定している。
	3) 栃木県 佐野市 (P17-18)	<活用手法> 景観重要公共施設（占用許可等の基準） <具体的な取組・制限内容の要点> 市のシンボルロードである3路線（駅前通り、県道桐生岩舟線、市道1級1号線）を対象とし、道路の拡幅整備等と併せて良好な景観形成を図るため景観重要公共施設に指定している。 「占用等の許可の基準」において、電柱・電信柱・電線は無電柱化（地中化、裏配線等）することを明確に定めている。
③ 電柱を前提とした「景観調和」の取組	4) 佐賀県 唐津市 (P19-20)	<活用手法> 届出対象行為・景観形成基準 <具体的な取組・制限内容の要点> 城内地区および唐津くんちの巡行路線である曳山通りを重点地区に指定している。 重点地区において、規模に関わらずすべての工作物の新設や外観の変更等を届出対象としている。 唐津城への眺望を阻害しない配置・高さとし、周辺景観に配慮した焦げ茶色（ダークブラウン）を基本とした色彩とするよう基準を設けている。
	5) 福島県 白河市 (P21-22)	<活用手法> 届出対象行為・景観形成基準、歴史的風致維持向上計画との連携 <具体的な取組・制限内容の要点> 歴史的風致維持向上計画の重点区域（無電柱化調査事業区域等）と景観計画の景観形成基準を連動させている。 城下町地区（景観計画推進区域）において、高さ20m以上の電線路等の支持物を届出対象としている。 支持柱の色彩をダークブラウン系（5YR2/1または近似色）に指定し、歴史的景観に馴染む意匠誘導を図っている。
	6) 島根県 出雲市 (P23-24)	<活用手法> 届出対象行為・景観形成基準 <具体的な取組・制限内容の要点> 景観保全が重要な「宍道湖沿岸景観形成地域」の水際景観ゾーンにおいて、原則として電線類の地中化を規定し、やむを得ない場合も湖面側を避けた配置や形態の簡素化などの基準を設けている。

1) 北海道倶知安町

- 倶知安町では国道等の風景の優れた道路において、高圧鉄塔や電柱が羊蹄山などの景観資源への眺望に影響を与えている地域課題があります。
- そのため、色彩の配慮や民地側への後退、本数の削減等に係る事業者との協議機会の確保を目的として、高圧鉄塔や電柱を届出対象行為に定めています。
- また、重点的に景観形成を図るリゾートエリアを景観地区に指定し、開発行為の制限の許可基準として無電柱化を明記することで、民間開発に伴う電柱新設を原則禁止としています。

<取組の概要>

景観保全の取組

景観地区条例に基づく開発行為等の制限によって 3,000 m²以上の開発行為における新規電柱の敷設を禁止。

景観調和の取組

電柱類を届出対象行為とし、配置や色彩の景観形成基準を設定。指定した「眺望道路」からの距離によって届出対象となる高さを変え、メリハリある景観誘導を実施。



■景観計画区域図



■眺望道路

種別	路線名
国道	国道 5 号
	国道 276 号
	国道 393 号
道道	道道 58 号 倶知安ニセコ線
	道道 271 号 倶知安停車場線
	道道 343 号 蘭越ニセコ倶知安線
	道道 478 号 京極倶知安線
	道道 631 号 ニセコ高原比羅夫線
町道	町道 西 3 丁目北・西 3 丁目南通
	町道 北 3 条西通
	町道 岩尾別南 3 線・花園リゾート線
	町道 比羅夫樺山線
	町道 羊蹄登山線
	町道 西 6 号富士見線
	町道 西 3 号扶桑八幡線・西 3 号八幡線
遊歩道等	尻別川リバーパークサイクリングロード
	旭ヶ丘公園散策路
	ひらふ散策路
	鏡沼散策路
	半月湖散策路
	羊蹄山倶知安ひらふコース

出典：倶知安町景観計画

■運用してみたの課題や今後の展望

- ・届出協議において、道路からの美しい山なみの眺望への配慮として眺望方向とは反対車線側への設置や設置位置の後退等を求めるものの、多くの案件が既存電柱の建替えであり、配電計画上の制約があることなどから、現実的には誘導が難しい状況である。
- ・一方で、届出と事前相談のプロセスがあることで、電線管理者に対する景観配慮の意識づけに効果がある。

<具体的な制限内容>

景観保全の取組	
対象区域	リゾート景観重点地域（景観地区）
景観法	景観地区条例に基づく開発行為等の制限（法第73条1項）
対象行為	開発面積 3,000 m ² 超 ・都市計画法第4条第12項に基づく開発行為 ・北海道自然環境保全条例第30条に基づく特定開発行為
制限内容	・区域内は無電柱とする。 ・無電柱化に伴う地上機器等の電気設備は、主要幹線道路（道道各路線、町道岩尾別南3線、及び町道花園リゾート線）から目立たない場所に配置、または建築物内に収める等の対応とする。

景観調和の取組	
対象区域	町全域（景観計画区域）
景観法	届出対象行為・景観形成基準（法第16条）
対象行為	配電柱・電話柱・送電鉄塔の新設・移転 ・眺望道路の路端から20m以内：高さ10m超 ・上記以外の地域：高さ15m超
制限内容	配置 ・視点場から景観資源を眺望した際、その視野に大きく掛かる配置を避ける。 ・新規建柱は極力避け、既存電柱類への共架に努める。 ・眺望道路沿いに配置する際は、道路敷地内を避けて民地側の配置に努め、車道及び歩道からの後退距離を確保する。
	規模 ・機能上必要最小限の大きさ及び高さとする。
	色彩 ・灰白色やその他景観色等、周辺景観と調和した目立たない色彩を用いる。

■具体的な制限内容や運用の工夫

○実効性と事務負担のバランスの確保

- ・概ね3階建て以上となる「建物高さが10mを超えるものが周囲に対して突出した印象を与える」との考えに基づき、届出対象とする高さを検討。電力・通信事業者へのヒアリングを踏まえ、10m超の電柱等が相当数あることを考慮し、特に景観形成を図るべきところに重点的に対応することを検討。
- ・原則、北海道景観計画と同じ届出対象規模としつつ、眺望道路沿いは10m超とすることで、実効性を確保したメリハリある景観誘導を図った。

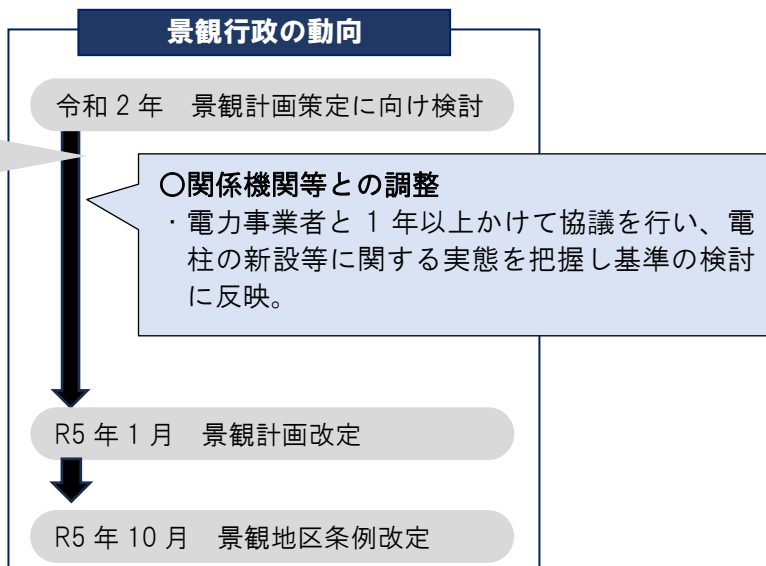
○眺望道路沿いにおける特有の配置基準

- ・景観形成基準の「配置」において、眺望道路沿い特有の配慮事項を明記し、積極的な景観誘導を行っている。

<検討のプロセス>

■無電柱化に向けた制限を行った経緯

- ・町内の国道等の見晴らしのよい道路（眺望道路）において、景観資源である羊蹄山への眺望に影響のある高圧鉄塔や電柱による景観阻害が課題であった。
- ・特にリゾートエリアにおいて、電線共同溝整備後の幹線道路沿いで民間分譲開発による新規電柱が建ったことによって、地域から強い反対の声が上がった。この教訓からリゾートエリアの無電柱化義務の明文化に至った。



2) 神奈川県相模原市

- 相模原市では、市のメインストリートである市道市役所前通り（市役所さくら通り）において、景観重要公共施設の指定に際し、景観計画の見直しを実施。
- 当該道路を景観重要公共施設に指定した際に、「整備に関する事項」に電線類の地中化を明記するとともに、占用等の許可の基準で電柱や地上機器の色彩に制限を設けることで、景観の質を高める空間づくりを行うこととした。

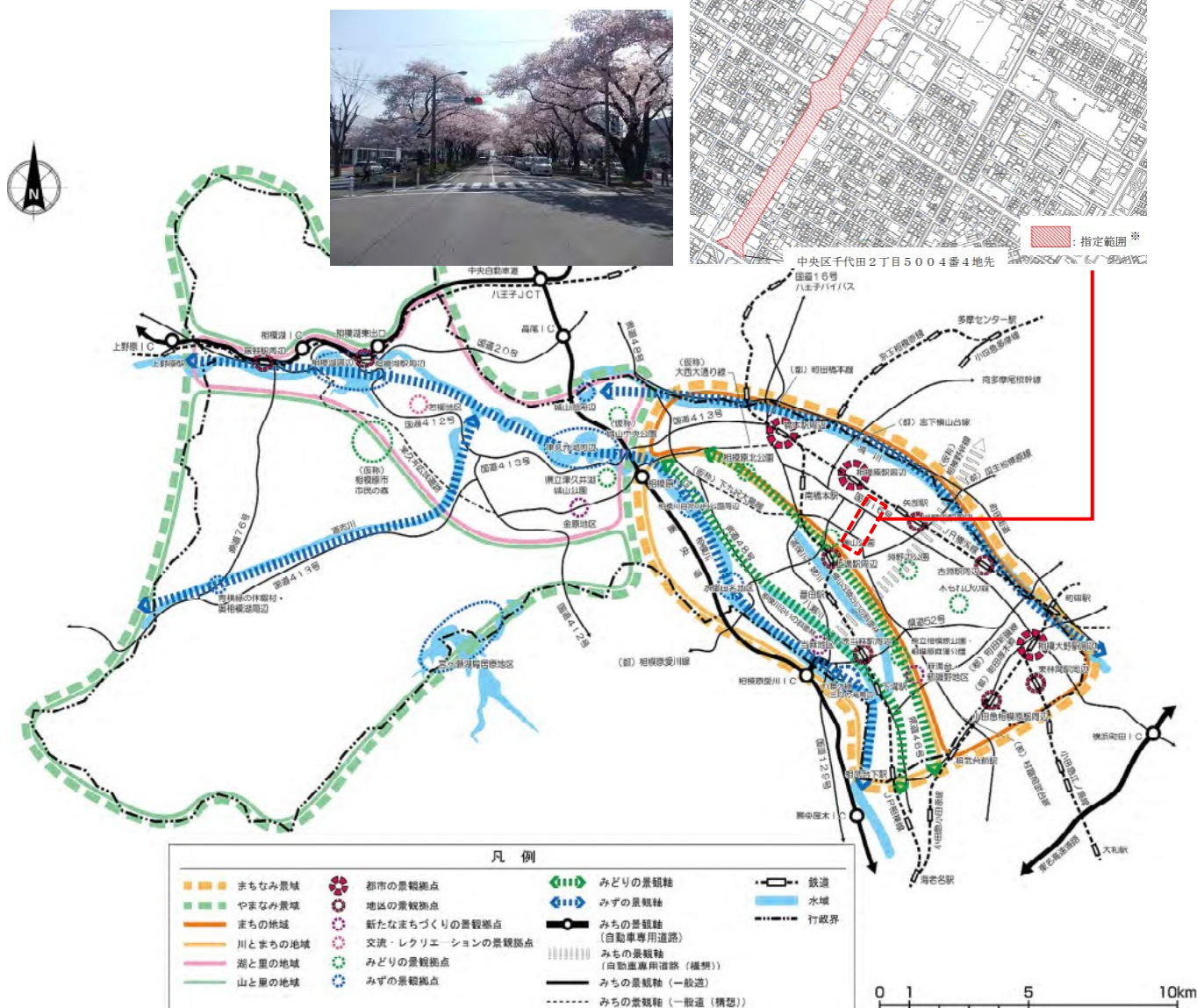
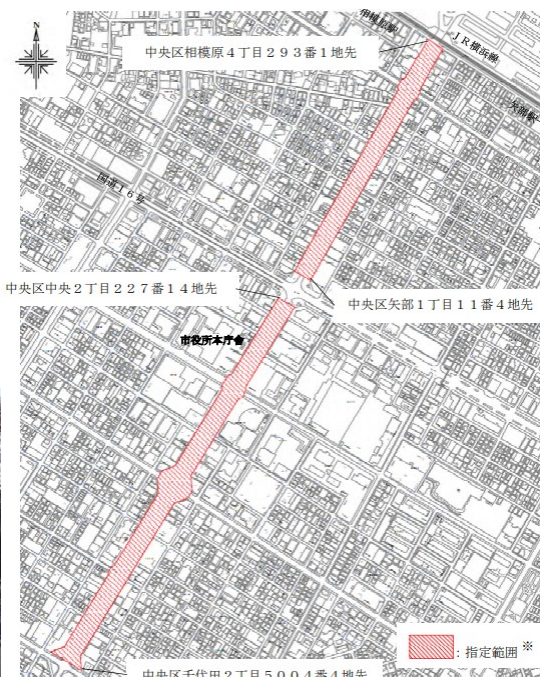
<取組の概要>

景観向上の取組

景観重要公共施設を指定し、整備の際に電線類の地中化を行うこととしている。また道路占用許可等を受ける場合に電柱や地上機器の色彩基準を設定。指定に際しては、当該道路の電線類の地中化等を位置づける市役所さくら通り整備方針の策定を同じタイミングで行うことで、景観に配慮した整備を担保。

■景域・地域、景観拠点及び景観軸の位置

■景観重要公共施設の指定範囲 (市道市役所前通りの一部)



<具体的な制限内容>

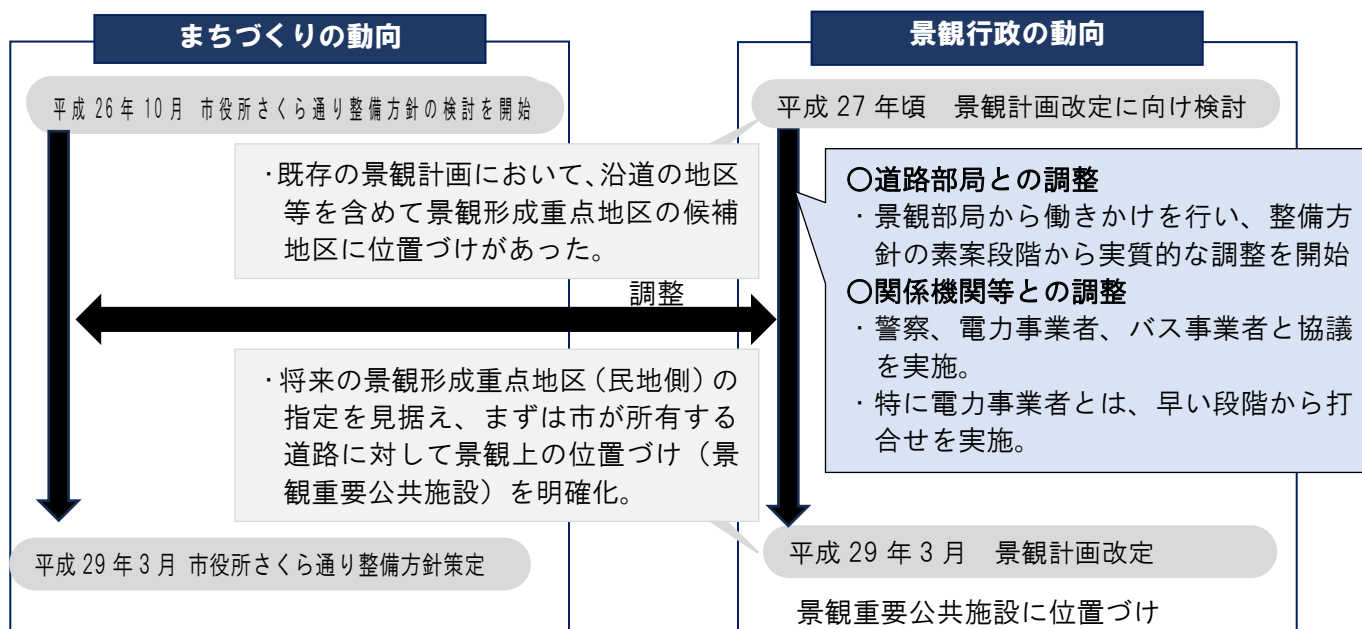
景観向上の取組		
対象区域	市道市役所前通りの一部（約 1.5km）	
景観法	景観重要公共施設	
対象行為	当該公共施設の整備	
制限内容	整備に関する事項	ア 潤いややすらぎのある景観を形成するため、電線類の地中化を行うとともに、桜並木及びけやき並木の適正な維持・管理を図る。 イ 車道及び歩道の仕上げは、並木や沿道の建築物と調和したデザイン及び色彩とする。 ウ ガードレール等を設ける場合は「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン／国土交通省」に準拠する。 エ 交通安全施設等については、次のとおりとする。（ア）ガードレール、ガードパイプ、横断防止柵、巻込み防止（車止め）用ポール、道路標識の支柱、道路照明施設の支柱及び信号柱の色彩は、周辺との調和に配慮し、ダークブラウン（10YR2／1程度）を基本とする。ただし、視認性の確保等が必要となる施設については、協議によるものとする。（イ）道路標識の支柱で道路管理者以外の者が設置するものについては、（ア）と同等の色彩となるよう努める。 オ 美しい公共施設サインの整備を行う。（相模原市公共施設サイン整備指針の遵守） カ 次の（ア）から（ウ）までに該当するものについては、アからオまでの規定を適用しない。 （ア）景観計画が策定された際、既に存するもの（塗替え時は除く。） （イ）道路標識の表示面等法令で定めのあるもの （ウ）安全上又は緊急上やむを得ない場合
	占用等の許可の基準	ア 電柱の色彩は、ダークブラウン（10YR2／1程度）とすること。 イ 地上機器の色彩は、ダークブラウン（10YR2／1程度）とすること。 ウ バス停留所上屋の色彩は、ダークブラウン（10YR2／1程度）とする。ただし、周辺の環境と調和し景観形成に支障がないものとして市長が認めたものは、この限りでない。

■具体的な制限内容や運用の工夫

○ただし書きの運用

- ・視認性や安全性の観点から、ただし書きを設けることで弾力性を持たせた。
- ・具体的には「景観計画が策定された際、現に存するもの」や、災害時の復旧への懸念に対し「安全上又は緊急上やむをえない場合」等については、景観重要公共施設の整備に関する事項の規定を適用しないこととし、既存の公共施設への配慮や柔軟な運用を規定。

<検討のプロセス>



3) 栃木県佐野市

- 佐野市では、市のシンボルロードである 3 路線（駅前通り、県道桐生岩舟線、市道 1 級 1 号線）を景観形成重点エリアに指定し、佐野の顔にふさわしい景観づくりを目指しています。
- 景観重要公共施設に指定し、電柱や道路附属物等の公共施設についても、景観重要公共施設として整備に関する事項や占用等の許可の基準を定め、ハード整備と連携した良好な景観形成を図っています。

<取組の概要>

■佐野市景観構造別基本方針図



景観向上の取組

電柱の無電柱化のほか、地域の伝統工芸品である天明鋳物の活用や詳細な色彩基準（マンセル値）の設定など、道路・道路附属物の整備に関するきめ細やかな景観誘導を実施。

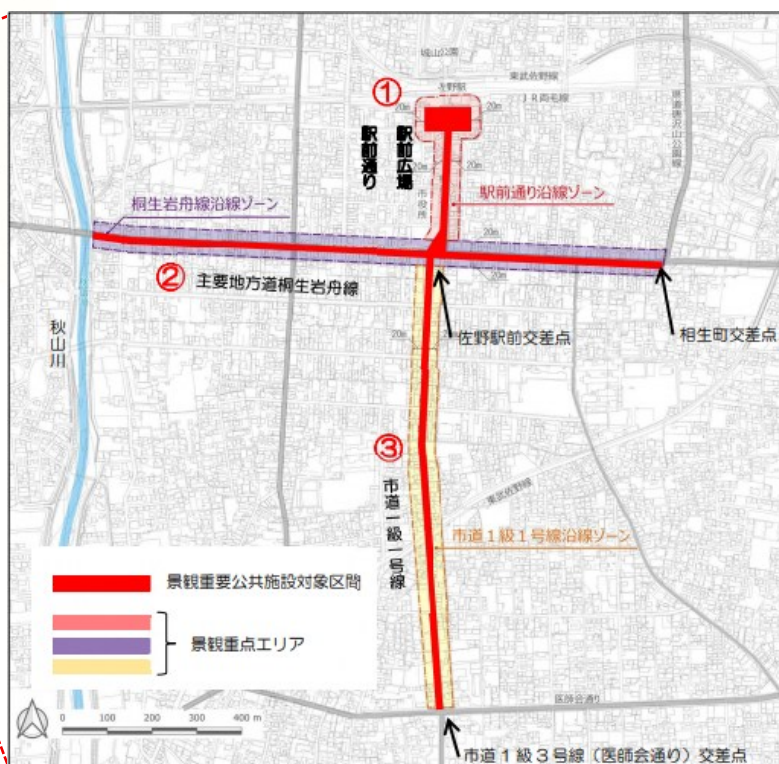
■制限の具体的な基準設定・運用の工夫

○地域の伝統工芸品を活かしたデザイン誘導

・駅前通りには市の伝統工芸品である天明鋳物を使用した車止め等がすでに設置されていたことから、新設される道路設備等についても原則として同様に青銅色の天明鋳物を使用することを推奨。

○詳細な色彩基準（マンセル値）の指定

・天明鋳物を使用しない場合でも、既存の色や道路構造物等の塗装色基準を踏まえ、道路照明や車止め等は「5BG3/2」、電線共同溝地上器は「75GY5/2」など、具体的なマンセル値を指定。



■景観重点エリア及び景観重要公共施設位置図

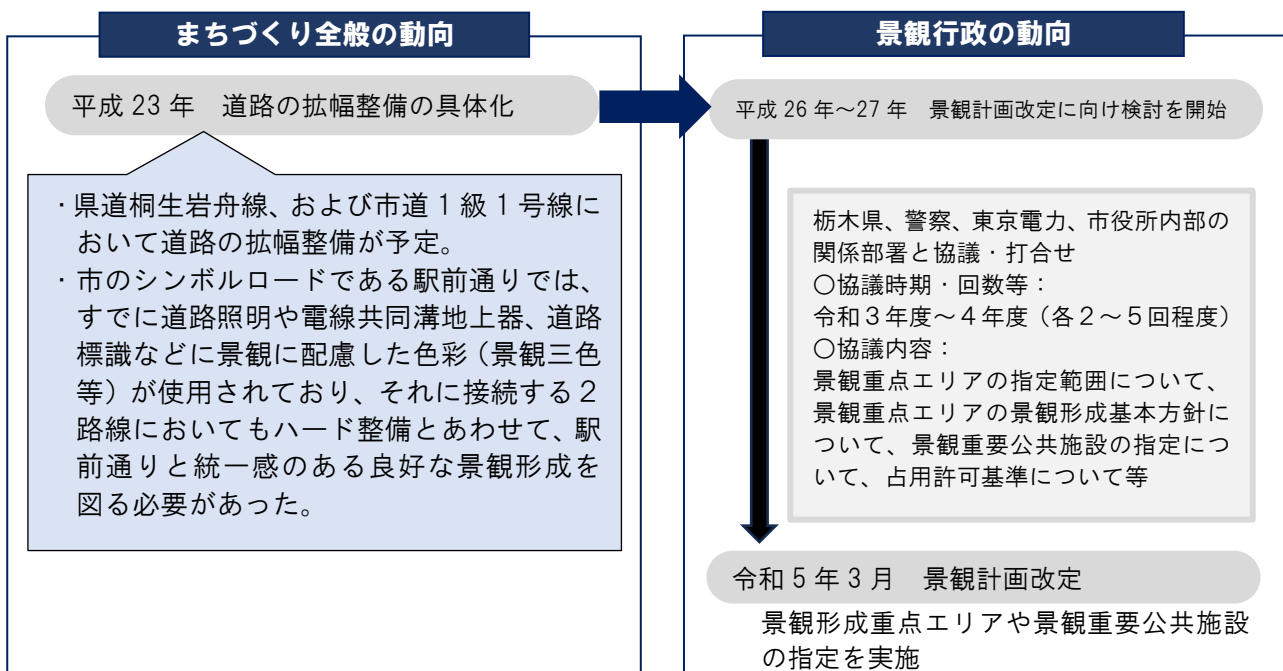
※景観重点エリアは道路境界から 20m の範囲を指定。

<具体的な制限内容>

景観向上の取組			
対象区域	①駅前広場及び一般県道佐野停車場線(駅前通り)の全線 ②主要地方道桐生岩舟線の秋山川左岸～相生町交差点の区間で景観形成重点エリアの区域 ③市道 1 級 1 号線の佐野駅前交差点～市道 1 級 3 号線(医師会通り)交差点の区間で景観形成重点エリアの区域		
景観法	景観重要公共施設（法第 8 条第 2 項第 4 号）		
対象行為	当該公共施設の整備、及び当該公共施設への占用物件等の設置 整備に関する事項、占用等の許可基準の対象となる占用物件例：舗装、自転車通行帯、街灯（柱）、信号（柱）、道路標識（柱）、道路案内標識（柱）、横断幕掲出物件、街路樹、植栽、彫刻、車止め、柵、ラバーポール、電線共同溝地上器、ベンチ等のストリートファニチャー、公衆電話、バス停等		
制限内容	基準（3 路線共通）		整備に関する事項
	①電柱、電信柱、電線は無電柱化(地中化、裏配線等)する。		○
	②周辺環境や既存の道路設置物、占用物との調和や整合性を図る。		○
	③高さや面積等は可能な限り最小化する。		○
	④設置間隔は可能な限り等間隔とする。		○
	⑤代替可能な場合は、より目立たないものを使用する。		○
	⑥集約化が可能なものは集約する。		○
	⑦絵やレリーフ等による過度な装飾はしない。色や意匠は路線ごとで統一または似ているものを使用する。		○
	⑧道路照明や車止め、電線共同溝地上器、信号機等の設置物の色や材質は、既存の色や「道路構造物等の塗装色基準について(技管第 466 号 平成 31 年 3 月 27 日)」を踏まえ、原則として、その全部または一部について青銅色の天明鋳物を使用するか、下記に示すマンセル値で塗装する。 道路照明、車止め、柵、信号機等：(5BG 3/2) 電線共同溝地上器：(7.5GY 5/2) 道路標識や横断幕掲出物件の支柱や板の裏面については、原則として、ダークブラウン(10YR 2/1)		○
注記	・電柱、電信柱、電線については、最終的に無電柱化されるまでに生じる新設、修繕、更新については、①と⑧の項目は対象外とする。 ・交通の安全に配慮する場合や、法令で仕様が定められている場合はこの限りではない。また、この基準以外に、既に定めた協定、基準等がある場合は整合を図る。		

※電柱・電線等に対する内容ではない基準⑨～⑰については省略している。

<検討のプロセス>



4) 佐賀県唐津市

○唐津市は、唐津城・唐津城下であり、城下町の風情が色濃く残り、ユネスコ無形文化遺産に登録されている唐津くんちの曳山が通る町並み景観をもつ、「城内地区」「曳山通り」を、景観計画の重点区域に指定しています。重点区域内では、規模に関わらずすべての建築物・工作物の新築や増改築を届出対象とし、きめ細やかな景観誘導を行っています。

○電柱・電線類に関しては、唐津城への眺望確保や伝統行事の背景となる町並み景観の保全という地域固有の課題に対し、配置や色彩の景観形成基準を設定することで、ハード（地中化）事業に頼らない景観調和を図っています。

<取組の概要>

景観調和の取組

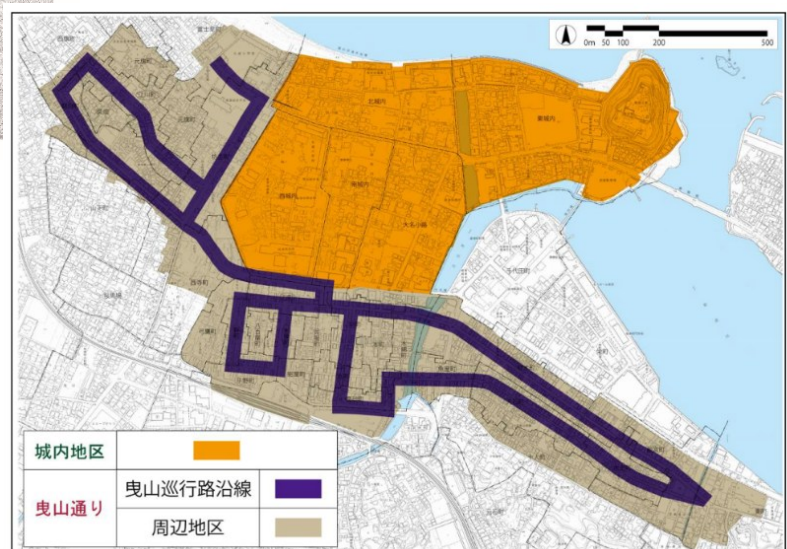
景観計画の改定にあわせて、電柱の建設を届出対象行為とし、配置や色彩の景観形成基準を設定。



敷地からあふれ出す緑



昔ながらの町並みと曳山



■取組による効果

- ・電気事業者等からの事前相談が定着し、重点地区に対する配慮意識が浸透。
- ・民間の建物の修景への支援や、公共による道路舗装の美装化が相乗効果を発揮し、景観が整うことで観光地としての魅力向上にも繋がっている。
- ・まちなみが整うにつれ、周囲に合わせてグレーやブラウンを住民自らが自発的に選択する好循環に繋がっている。

<具体的な制限内容>

景観調和の取組		
対象区域	城内地区・曳山通り（重点地区）	
景観法	届出対象行為・景観形成基準（法第16条）	
対象行為	工作物の新設、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替えまたは色彩の変更をいう）。	
制限内容	配置・規模・色彩	・唐津城への眺望を阻害しないように配慮した設置箇所、高さとし、周辺の景観に配慮した形態意匠及び焦げ茶色（ダークブラウン）を基本とした色彩とする。

■制限の具体的な基準設定・運用の工夫

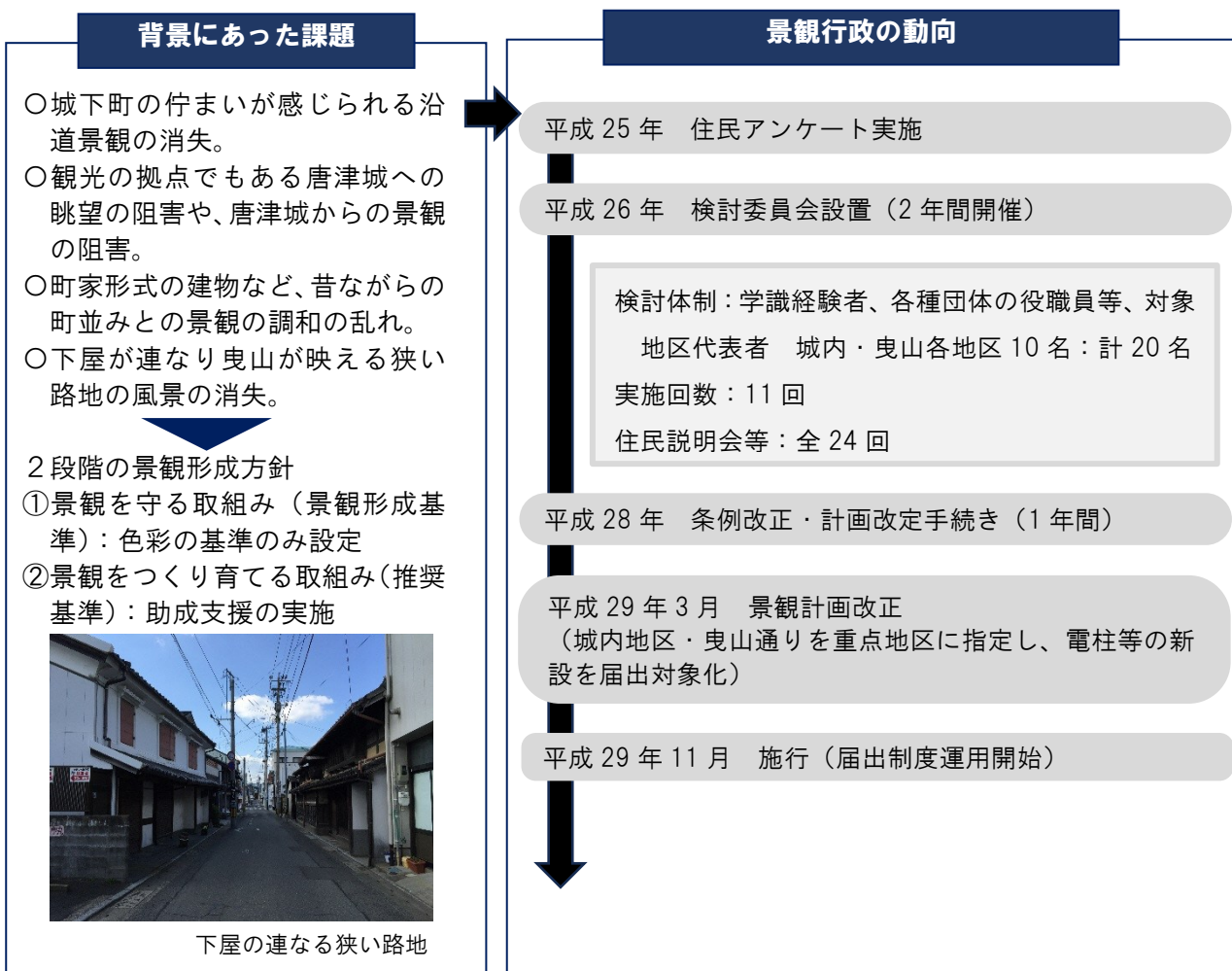
○背景に合わせた柔軟な現場指導

- ・重点区域には石垣や石積み等が存在するため、一律のダークブラウン押し付けではない運用を実施。
- ・届出には現地写真を添付してもらい、石垣の手前の場合は、背景に馴染むコンクリート色の電柱を選択するなど、現場に調和させる指導を実施。

○事前相談によるコントロール

- ・携帯電話アンテナ設置計画について、事業者から市及び地元との事前相談により設置位置の検討が行われるなど、事業者による事前相談等の協力が得られてきている。

<検討のプロセス>



5) 福島県白河市

○白河市では、歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致維持向上に資する事業として重点区域内における無電柱化事業を位置づけ（旧奥州街道など）ており、これと景観計画を連携させることで、無電柱化による景観向上の意識醸成及び景観に配慮した電柱のあり方への誘導を一体的に実施しています。

○景観計画の基準としては、城下町地区等において高さ 20m 以上の電線路の支持物の建設を届出対象行為とし、やむを得ず建柱する場合でも、支持柱の色彩をダークブラウン系に指定することで、城下町の歴史的景観に馴染む意匠誘導を図っています。

<取組の概要>

■白河市歴史的風致維持向上計画重点区域

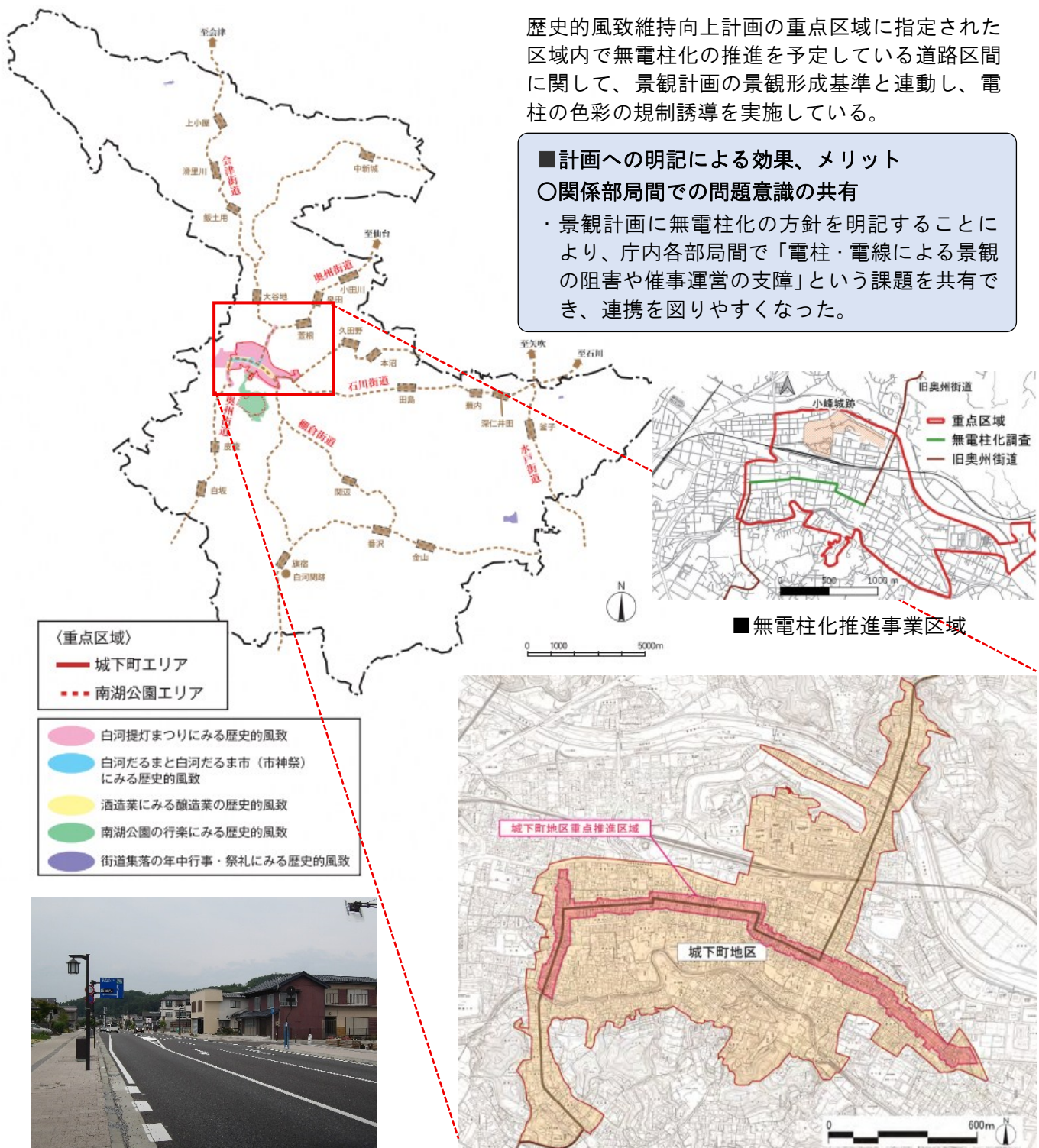
景観向上/景観調和の取組

歴史的風致維持向上計画の重点区域に指定された区域内で無電柱化の推進を予定している道路区間に関して、景観計画の景観形成基準と連動し、電柱の色彩の規制誘導を実施している。

■計画への明記による効果、メリット

○関係部局間での問題意識の共有

- ・景観計画に無電柱化の方針を明記することにより、庁内各部局間で「電柱・電線による景観の阻害や催事運営の支障」という課題を共有でき、連携を図りやすくなった。



■白河市無電柱化実施エリア

■白河市景観計画城下町地区（景観計画推進区域）

<具体的な制限内容>

景観向上/景観調和の取組		
対象区域	城下町地区（景観計画推進区域）	
景観法	届出対象行為・景観形成基準（法第16条）	
対象行為	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え または色彩の変更 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物で高さ20m以上のものの建設	
制限内容	工作物（色彩）	・工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。

■制限の具体的な基準設定・運用の工夫

○厳格化しすぎない柔軟な色彩配慮の運用

- ・電柱等の工作物の色彩はマンセル値（ダークブラウン系など）による規制を設けているが、完全に範囲内でなければならないと厳格化しすぎず、運用では「ある程度配慮を求める」形で柔軟に対応。事業者側からのトラブルもなく、計画段階での修正等にも比較的応じてもらえている。

○区域の特性に応じた「無電柱化」の目標設定

- ・城下町地区を「景観計画推進区域」に設定し、一般的な基準自体は通常の景観計画区域と同様としながらも、景観計画に無電柱化を整備推進するための取組を記載することで、区域の特性に応じた差を付与。

○届出時における資料提出の工夫

- ・義務（必須化）ではないが、事業者に対し、届出の際に製品カタログの添付や図面等への色の記載・提出を求めることで、スムーズな色彩確認を実施。

■課題や今後の展望

○一般電柱の届出件数の少なさと民間開発の状況

- ・原則として高さ20mを超える工作物が届出対象であり、市全域での届出対象の多くは携帯基地局や電波塔であり、一般の電柱の届出は少ない。（城下町エリアの電柱等の届出は極めて少ない）。

<検討のプロセス>

まちづくり全般の動向

- ・「白河提灯まつり」や「白河だるま市」など市に重要な催事の会場エリアにおいて、電線・電柱が景観の阻害要因となるだけでなく、お祭り時の物理的な運営の支障となっていた。
- ・また、白河駅前など城下町の風情がある地区の特性に応じ、質の高い景観形成とお祭りの円滑な運営、歴史的な町並みづくりの観点から無電柱化を記載する方針となった。

平成23年2月 白河市歴史的風致維持向上計画第1期の認定

歴史的風致維持向上計画は景観計画との整合性を図りながら同時期に策定し、第1期の当初から無電柱化に関する取組を掲載している。

景観行政の動向

平成21年4月 景観行政団体に移行し、景観計画策定に着手

平成21年度は、景観資源調査により市内の景観資源を把握するとともに、庁内における合意形成を進め、外部委員で構成される景観審議会で意見を聴取した。

平成22年度は、説明会やパブリックコメントを実施に加え、景観審議会での意見聴取を行い、計画案を取りまとめた。

平成23年3月 景観計画策定

以降、適宜、計画の一部変更を実施。

6) 島根県出雲市

○出雲市では、無電柱化を市街地における良好な景観形成の大きな課題とし、費用や事前調整の観点から、電柱を所有する電力会社や通信会社との連携を計画に明記しています。

○景観計画区域全域の景観形成基準として、店舗や工場等における電柱の配置や色彩（ブラウン、グレー系）への配慮を求めているほか、特に景観保全が重要な「宍道湖沿岸景観形成地域」においては、水際の電線類の地中化を原則（または努力義務）とし、やむを得ず建柱する場合でも、湖面側を避けた配置や目立ちにくさを求めるなどの基準を設けています。

<取組の概要>

市域全域（景観計画区域）



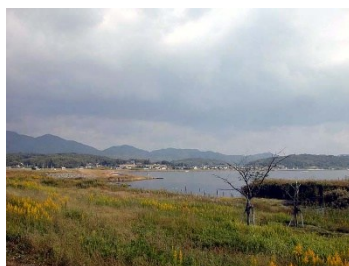
景観調和の取組

店舗や工場等における電柱の配置や色彩の景観形成基準を設定。

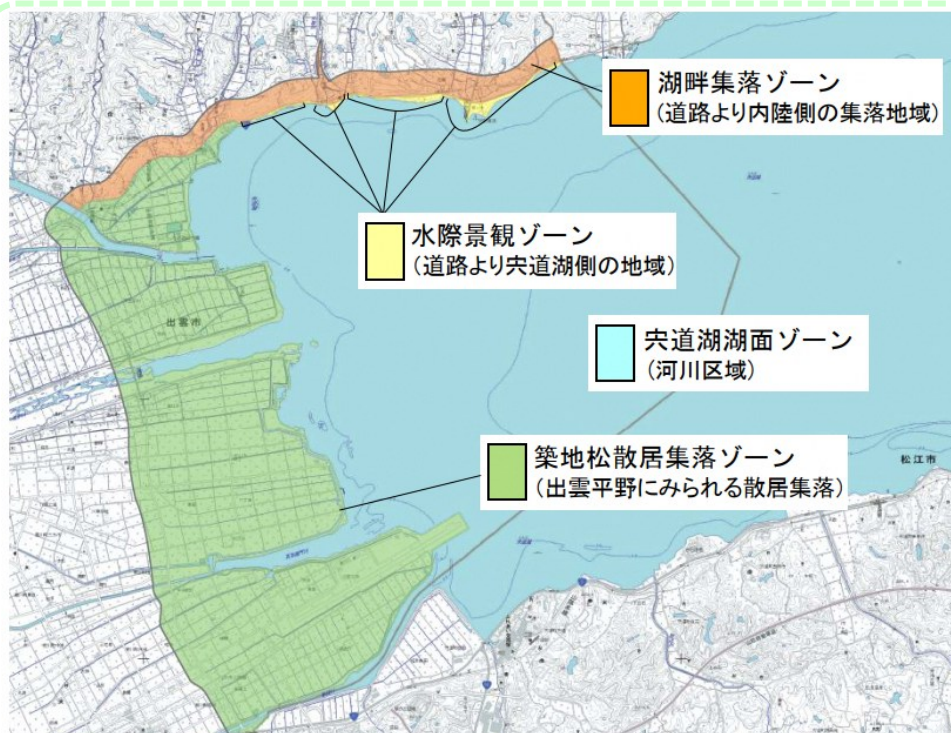
景観調和の取組

ゾーンの特性に応じて、電線類の地中化を原則または努力義務とした景観形成基準を設定。

■ 宍道湖西岸



■ 出雲大社神門通り



宍道湖沿岸景観形成地域（重点地区）



宍道湖湖面ゾーン



水際景観ゾーン



築地松散居集落ゾーン



湖畔集落ゾーン

<具体的な制限内容>

景観調和の取組		
対象区域	市域全域（景観計画区域）	
景観法	届出対象行為・景観形成基準（法第16条）	
対象行為	建築物の新築、増築・改築若しくは移転等	・都市計画区域内においては、高さ10m以下かつ延床面積200㎡以下のもの ・都市計画区域外においては、高さ13m以下かつ延床面積500㎡以下のもの ※2つ以上ある場合はその合計
制限内容	店舗・事務所（設備）	・電柱・電線の引き込みの位置や電気幹線等の設備配管を外部に露出しないようにすること。
	工場・倉庫（色彩）	・囲障や電柱・ネット・工作物等の色は、目立たない色（ブラウン、グレー系）とすること。

景観調和の取組			
対象区域	穴道湖沿岸景観形成地域（重点地区）		
景観法	届出対象行為・景観形成基準（法第16条）		
対象行為	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物		
制限内容	穴道湖湖面ゾーン	・このゾーンへの設置は避けること。	
	水際景観ゾーン	・原則として、電線類の地下埋設化を図ること。	・やむを得ない場合には、電柱は、できる限り整理統合を図り、極力目立たない位置となるよう配慮すること。 ・形態の簡素化を図るとともに、周辺景観になじんだ意匠、色彩とすること。 ・道路沿いに設置する場合には、湖面側への設置を避けるとともに、街路樹の成長を妨げないよう高さ、位置を工夫すること。
	築地松散居集落ゾーン	・できる限り電線類の地下埋設化に努めること。	
	湖畔集落ゾーン		

■制限の具体的な基準設定・運用の工夫

○あえて詳細な数値を設けない柔軟な色彩誘導

- ・景観形成基準内にはマンセル値などの詳細な数値指定は行わず、「周辺景観になじんだ意匠、色彩とする」と定性的に表現。運用では、電気事業者が対応可能なダークブラウン系の色彩を提示してもらい、その中から決定してもらうことで、事業者とのスムーズな協議を実現。

○事業者との暗黙の共通認識の形成

- ・市町村合併前の島根県の基準を引き継ぎ、長年丁寧な指導を継続しているため、事業者側も対応可能な色や求められる基準を把握しており、トラブルのない安定した運用が定着。

■効果と今後の展望

○独自の地域景観と電柱色彩の調和

- ・出雲平野の特徴的な景観であり、特に斐川地域に多く見られる「築地松」の散居景観に対し、電柱をブラウン系に誘導することで、樹木の自然色と調和し、良好な景観を維持・形成。

○景観形成地域の指定の際には同様の基準の設定を検討

- ・5つの景観形成地域に加え、候補の6地域においても、今後、新たな景観形成地域を指定する際には、同様の基準を適用する方向で考えている。

■課題

○無電柱化の拡大

- ・景観形成地域や市街地における無電柱化については、多額の費用や調整が必要となることから、主要な駅通りや観光地の街路整備事業に合わせて実施されることがほとんどであり、大きく広げることが困難である。

